

第 1 5 0 4 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 6 年 3 月 1 2 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 5 0 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第32号 島根県立美術館条例施行規則の一部改正について (総務課)

第33号 島根県立高等学校等条例の一部改正に伴う関連教育委員会規則の制定及び一部改正について (高校教育課)

第34号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について (義務教育課)

第35号 島根県生徒指導審議会規則について (義務教育課)

第36号 島根県立体育施設条例施行規則及び島根県立武道施設条例施行規則の一部改正について (保健体育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第87号 福井県立小浜水産高校専攻科生の受入について (高校教育課)

第88号 平成25年度末市町村立学校の廃止及び平成26年度市町村立学校の設置について (義務教育課)

第89号 島根県いじめ防止基本方針のパブリックコメントについて (義務教育課)

第90号 平成25年度 学校給食の食材仕入れ状況調査結果 (地場産物活用割合) について (保健体育課)

第91号 平成25年度 委託業者による学校給食の食材仕入れ状況調査結果について (保健体育課・特別支援教育課)

第92号 第66回優良公民館表彰 (文部科学大臣表彰) について (社会教育課)

第93号 島根県青少年芸術文化表彰 (知事表彰) について (社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(委員長提出議決事項)

教育長人事について

(議決事項)

第37号 教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（事務職員等
関連分）について（総務課）

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第94号 公立学校教職員定期人事異動について（義務教育課・高校教育課）

————— 以上原案のとおり了承

(協議事項)

第7号 管理職手当に関する指定学校の見直しについて（総務課）

第6号 いじめ防止対策について（義務教育課）

————— 以上議題について協議

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
鴨木教育次長	全議題
祖田参事	公開議題
長岡教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	全議題
荒木総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
片寄高校教育課長	公開議題、報告第94号
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
原田特別支援教育課長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題、報告第94号
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、協議第6号
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
長田子ども安全支援室調整監	協議第6号
秋月子ども安全支援室企画幹	協議第6号
福間高校教育課企画人事グループリーダー	報告第94号
門脇義務教育課企画人事グループリーダー	報告第94号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	議決第37号を除く全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	5件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	7件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	2件
	報告事項	1件
	その他事項	1件
署名委員	原委員	

— 公 開 —

(議決事項)

第32号 島根県立美術館条例施行規則の一部改正について (総務課)

○高宮総務課長 議決第32号島根県立美術館条例施行規則の一部改正についてお諮りする。

資料の1の1ページをご覧いただきたい。内容は消費税の税率改定に伴い、美術館の、2に掲げてあるような展示ケースとかマイクや映像設備といったような設備の使用料の料金改定を行うものである。

条例改正を必要とするようなこうした使用料・手数料の改定については、2月の定例の教育委員会会議で議会へ条例案を提出することについて議決をいただいたわけだが、今回は規則改正によって、対応する美術館の設備部分について同様に消費税率が5%から8%に税額が改定されるということに伴って、1の2ページ、1の3ページにお示しする施設についてそれぞれ引き上げを行いたいという規則改正をお諮りするものである。

――原案のとおり議決

第33号 島根県立高等学校等条例の一部改正に伴う関連教育委員会規則の制定及び一部改正について (高校教育課)

○片寄高校教育課長 議決第33号島根県立高等学校等条例の一部改正に伴う関連教育委員会規則の制定及び一部改正についてお諮りする。

たくさん資料があるが、2の1からご覧いただきたい。昨日、島根県立高等学校等条例の一部改正についての条例案が可決された。このことに伴い、県立高等学校における授業料及び受講料について、関連する教育委員会規則の制定及び一部改正を行う必要がある。

2番のところに移るが、関連する2の6のところとあわせてご覧いただくようになる。まず、2の1の2番、制定等の概要について、まず(1)である。島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の制定についてご説明申し上げます。一部改正条例の施行において規定した経過措置のほか必要となる経過措置については、教育委員会規則で定めることとしている。教育委員会規則で定める経過措置については、次のとおりである。まず、アであるが、平成26年度入学者に係る平成26年度分授業料は前もって納めることができることとする。このことについては、口座振替による授業料徴収システムを県のほうで新規構築する予定であるが、構築のスケジュール上、平成26年度の授業料については、納入通知書による金融機関窓口納付とする予定である。納入していただく方の事務負担をより軽減し、これによって授業料未納の発生を防ぐこと、そういった必要がある。それから、イであるが、ア、前項の規定によって、前もって納めていただいた授業料について、当該前納に係る月前に当該高等学校に在籍しないこととなった場合は還付することとするというものである。

続けて、(2) 島根県立高等学校規程の一部改正についてご説明申し上げます。まず2の3の資料をご覧いただきたい。平成26年度入学生から高等学校授業料無償化が見直されたところであるが、入学予定者については4月段階で申請をまずしていただいて、その申請を審査し、認定となるのが7月である。7月段階では前年の課税証明をまた新たに提出していただいて、時間をかけて審査して10月認定というふうに予定している。その次の認定が来年度入学生の生徒が高校2年生になったときの10月、それから3年生になるときの10月と、4回の審査、認定を受けることになる、という予定である。

それでは、もとの2の1のところに戻らせていただいて、この高等学校規程の一部改正についてご説明申し上げます。まず、授業料の納付時期を次のように定めるということである。(ア)であるが、入学した年度の4月分から7月分については、8月分と合わせて8月に納付していた

だ。それから就学支援金を受給していた者が最新の課税証明書を取得した結果、7月から就学支援金を受給できないこととなった場合、その場合の7月から認定となる10月分までについては、11月分とあわせて11月に納付していただく。それから、イであるが、就学支援に関する事務を処理するために必要がある場合の受講料の納付時期を定めると。受講料については、宍道高校、浜田高校の定時制等が対象となる。(ア)であるが、入学した年度の受講料は8月に納付していただく。それから先ほどと同じように、就学支援金を受給していた者が最新の課税証明書を取得した結果、就学支援金を受給できないこととなった場合の受講料については、11月に納付していただくというものである。ウのその他の規定の整備というところであるが、具体的には記載してはないが、学習指導要領が新しく改訂されたことに伴い、高等学校規程、それから次に申し上げる通信教育課程の規程について、一部改正の必要が生じているというものである。具体的には教育課程の承認申請書、それから校務分掌状況報告書等の各様式において、新しい学習指導要領に定められた評価、科目の名称を用いるというふうに改正するものである。

それから、次は(3)島根県立高等学校通信教育規程の一部改正についてご説明申し上げます。後段の新旧対照表では2の7以降が対象となる。こちらについては、受講料の納付時期を次の(ア)、(イ)のように納付していただくこととしている。まず、入学した年度の受講料については8月に納付していただく。それから(イ)であるが、就学支援金を受給していた者が最新の課税証明書を取得した結果、受給できないこととなった場合の受講料については、11月に納付していただくというものである。その次のイについては、先ほどの規定に関するものと同じであり、学習指導要領の改訂に伴う規定の整備ということでご理解いただきたい。

それでは、次の2の2ページをご覧ください。後段の新旧対照表では2の19以降が該当となる。島根県立高等学校授業料減免取扱規則の一部改正である。まず、アであるが、これについては、無償化の見直し前から実施している減免であり、現在も隠岐、浜田両水産高校の専攻科在学者に適用している減免である。学資の支弁が困難な者で、教育委員会規則で定める者について減免措置をとるというものである。それから、イであるが、在学期間が全日制については通算36月、定時制、通信制課程においては通算48月を超える者のうち、授業料を減免する必要がある者として教育委員会規則で定めた者の要件を定めるというものである。具体的には休学であるとか、あるいはけが、あるいは疾病の療養等、やむを得ない理由があるという者について減免を認めるものである。それから、ウであるが、上記のア、イに掲げる者のほか、授業料を減免する必要がある者として教育委員会規則で定めるものの要件についてである。これについては、保護者の失職、倒産等、いわゆる家計急変によって就学が困難になった者を救済するというものである。その後、エであるが、その他規定の整備とだけ記載しているが、これは、これまでの規定では授業料という言葉のみを使っていたが、それを授業料等というふうに改めるものである。前段でご説明したように、授業料、それから受講料という言葉を使っている関係上、そういうふうに文言を改めるものである。

具体的な規則案については、後段新規対照表のとおりである。施行日は26年4月1日を予定している。

――原案のとおり議決

第34号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について(義務教育課)

○矢野義務教育課長 議決第34号教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正についてお諮りする。

教育委員会規則である、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正についてご説明する。提案理由だが、認定こども園法、正式には「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」というものである。これの改正に伴い、新たに幼保連携

型認定こども園というのが創設される。この職員である保育教諭等について幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有することを原則とすることとなった。これに伴い、教育職員免許法の一部が改正されて、保育士の登録をしている者、いわゆる保育士資格を持っている者で、そこに一覧表にしている基礎資格を有する者に対しては、幼稚園教諭の一種免許状または二種免許状を授与する場合の特例制度というのが設けられたところである。これに伴い、先ほど申した教育委員会規則の中の検定の出願基準を一部改正する必要がある、お諮りするものである。そこにあるように一種免許状、二種免許状があるが、保育士としての実務経験年数3年と、それから4, 320時間以上の勤務経験、これがある場合には、通常だと一種免許状であれば60単位近くの単位が必要になるところが、8単位の修得でこの幼稚園の免許状が授与されるというものである。

改正の内容であるが、(1)のところにあるように、第1項第5号の書類というのが実務経験を記載するものであるが、これが3の4に新しい様式を出している。新しく作った実務成績証明書であり、これは先ほど勤務時間をはっきりとさせなければいけないことから、勤務した所属ごとにこういった実務証明書を出していただくということになるものである。3の1に戻って、あと必要な書類として基礎資格を有すること、例えば保育士の資格とか、そういったものを提出するということを定めたものである。

――原案のとおり議決

第35号 島根県生徒指導審議会規則について（義務教育課）

○吉崎子ども安全支援室長 議決第35号島根県生徒指導審議会規則についてお諮りする。

4の1をご覧いただきたい。生徒指導審議会の規則について説明をさせていただく。いじめの防止等、生徒指導上の諸問題に関する調査審議を行う組織として島根県生徒指導審議会を設置するため、2月定例県議会において、ここに示している島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例が可決された。これに伴い、当審議会は教育委員会の附属機関として設置されるものであるため、その組織、運営等についての規則を教育委員会として定める必要がある。その生徒指導審議会規則の案についてご審議をいただきたいと思う。

4の2、3をご覧いただきたい。生徒指導審議会規則、まずこの審議会の構成委員であるが、2条のところである。委員10名以内をもって組織をなしている。委員については教育委員会が任命するが、具体的には学識経験のある者、弁護士、医師、その他の関係する資格を有する者、前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者に基づいて10名以内で委員になっていただくということになっている。委員の任期は2年とさせていただく。それから審議会においては、会長、副会長を1人ずつ置くということである。それから、審議会の会議については会長が招集し、議長となるということである。それから第6条のところ、審議会に専門事項を調査するため必要があると認めるときには専門委員を置くことができることにしている。これはいろんな専門性を有する調査等が必要となった場合に、委員の皆さん以外からそういった専門的な知識を有する方を専門委員として置いて調査をしていただくというものである。それから4の3のところ、最後、9条のところだが、秘密の保持ということで、非常に個人情報等、生徒指導にかかわる案件については秘密が保持されるべき内容のものがたくさんあるので、委員及び専門委員は審議会の調査、審議する事項のうち審議会において秘密事項とされたもの、または職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないという項を設けた。この規則は、3月18日を公布予定日としているので、それから動き出すということにさせていただきたいと考えている。

――原案のとおり議決

第36号 島根県立体育施設条例施行規則及び島根県立武道施設条例施行規則の一部改正について（保健体育課）

○野津保健体育課長 議決第36号島根県立体育施設条例施行規則及び島根県立武道施設条例施行規則の一部改正についてお諮りする。

体育施設条例施行規則及び武道施設条例施行規則、この2つの規則について、大きく2点の観点から改正をするものである。まず1つ目が、県立体育館については、2月議会の条例改正で部屋の名称を改正して新たに設置している。5の2ページの下の方の表、県立体育館のところだが、競技場をアリーナと、柔剣道場を多目的ルーム、トレーニング室の一部をフィットネスルームに分割している。幼児トレーニング場をキッズルームと変えている。これに伴い、この条例施行規則もあわせて関連する部分を変えようとするもの、並びに料金を新しく設定したので、それに関する回数券の規定を設置するもの、さらに冷暖房施設を変えたので面積等も変わるので、その額を改正するもの、こういった県立体育館の施設改修に伴う改正がまず1点である。

もう1点は、武道条例も含め県立の施設5つについて、消費税の改正により回数券の金額を変えようとするものである。あと、字句の改正、あるいは県体育協会が公益財団法人になったということもあり、そういった団体の名称を現在のものに訂正しようというものである。

――原案のとおり議決

（報告事項）

第87号 福井県立小浜水産高校専攻科生の受入について（高校教育課）

○片寄高校教育課長 報告第87号福井県立小浜水産高校専攻科生の受入についてご報告する。

6ページをご覧ください。福井県立小浜水産高等学校というのは本県の隠岐水産高等学校、浜田水産高等学校と同じように海技士取得を目ざす生徒を受け入れ、3カ年卒業後、専攻科2年のシステムで運営している学校である。平成25年4月、本年度当初に小浜水産高校と若狭高等学校、若狭高等学校というのは理数科、普通科、文理探究科、商業関係の学科等々を持つ大規模校であるが、そこが統合した。そして平成24年度以前の小浜水産高校の入学生はそのまま小浜水産高校の2年生、3年生として現在学習し、それから専攻科1年、2年と学びを続けている。一方、平成25年4月に統合した若狭高校の海洋科学科の入学生については、これまでの小浜水産高校と同様の海技士取得を目ざすカリキュラムが用意されなかった。当然のことながら専攻科への進学ももう不可能になると、そういうふうな形になっている。あわせて、福井県のほうでは本県と同じように練習船を所有していたが、水産練習船の運航を本年度末で終了するというような決定がなされたところである。

そういったことから、福井県の海技士取得を目ざす生徒の進路保障の問題が発生し、福井県から、教育課程、実習内容等で非常に適している本県の水産練習船「神海丸」に、小浜水産高校卒業後の専攻科の1年生、2年生を本県の水産実習とあわせて同乗させてもらえないかという依頼があった。教育委員会でいろいろ協議して、小浜水産高校の指導教員を1名乗船していただくこと、それから必要経費等について福井県で負担していただくこと、そういったことを内容とする協定書を締結し、受け入れることに決定したことをご報告する。

2のところをご覧ください。現在の小浜水産高校の3年生が平成26年度、専攻科へ2名進学予定である。それから現在の専攻科1年生が2年生に3名進級する。専攻科に在籍する生徒が存在するのが平成28年度まで予定されており、向こう3年間、「神海丸」で実習受け入れをするというものである。「神海丸」の人員については、(2)で示したように、生徒64名が乗船できるため、一番下の4の表に示したように、本県の浜田、隠岐両水産高校の専攻科生、それ

らが学期を分けて遠洋実習に出かける本科生の数を足して、さらにその上に小浜水産高校の専攻科生を足しても十分余裕があると、両水産高校、それから「神海丸」も承知しているので、この方向で受け入れることとした次第である。

○土田委員長 先ほどの説明で、経費負担分を福井県からいただくということだが、参考までに、受け入れ金額はどのくらいか。

○片寄高校教育課長 本県の浜田、隠岐両水産高校の生徒の実習に係る経費、それから人件費、食費等々というようなものを試算して、それと同額ということを用意しており、平成26年度は約2,000万円を歳入に計上するということになる。

○土田委員長 知事部局か。

○片寄高校教育課長 教育委員会になる。

○土田委員長 教育委員会。かなり大きい金額である。これは3カ年だが、これは状況によって4年、5年も続くということもあるか。

○片寄高校教育課長 小浜水産高校の専攻科は、平成28年度の2年生が卒業すると対象者がいなくなる。

○土田委員長 じゃあ、3カ年だけということか。

○片寄高校教育課長 そういうことになる。

○土田委員長 これは、隠岐水産高校で乗船するのか、それとも浜田水産高校で乗船するのか。

○片寄高校教育課長 それは今後、協定書を締結する際に、今後の詳細については詰めていく予定にしている。

――原案のとおり了承

第88号 平成25年度末市町村立学校の廃止及び平成26年度市町村立学校の設置について (義務教育課)

○矢野義務教育課長 報告第88号平成25年度末市町村立学校の廃止及び平成26年度市町村立学校の設置についてご報告する。

市町村立学校の設置、廃止については、学校教育法施行令で市町村教育委員会から都道府県教育委員会へ届け出ることになっている。届け出のあったものをご報告させていただく。

廃止する学校がそこに掲げてある小学校5校と中学校2校、新しくできる学校が大田西中学校ということだが、7の2をご覧いただきたい。こちらに一覧にしてあるので、ご説明する。いずれも小学校は、例えば久野小学校であれば大東小学校へ統合、温泉は木次というような形で、吸収合併のような形になっている。中学校は温泉津中と仁摩中が統合して、新たに大田西中学校が設置されるということである。大田西中は今の仁摩中学校の校舎を使うということである。

それから、子どもたちの通学に関してであるが、温泉小学校については、雲南市の路線バスを使うが、無料バスを配布して対応すると、それ以外のところは市営スクールバスを活用するということである。

全体で6校の減になり、3番のところに移移を書いているが、一番下のところ、来年度は小学校が分校を合わせて215校、中学校が99校、合わせて314校ということである。

○仲佐委員 7の2の近年の学校数の推移を見ると、約11年間の実績を見ると、大体1年に10校、あるいは6校とか、11校とかいうふうに毎年減少してきている状況である。今後の見通しは、毎年このような数字で統合されるような見通しなのか。現在分かっている範囲で結構だが、お伺いする。

○矢野義務教育課長 なかなか統廃合については地域でのお話がまず先にあって、ある程度固まったところで我々のほうに情報をいただくというような形がある。来年度26年度にかけては先ほどご説明したところだが、26年度末のところでも幾つか学校が統合されるようになっている。

ただ、まだまだ小さい学校もあつたり、各市が多いが、統合計画を立てていらっしやるが、地元とのいろいろな話し合いを進めながらやっついていらっしやると思うので、毎年10校ということにはならないと思うが、やはり少しずつ減っていく状況は変わらないと思う。

○仲佐委員 それでは、随時情情的には県の教育委員会のほうには提供があるわけか。

○矢野義務教育課長 大体決まった、この方向でいくということがはっきりしたようなところが多い。それぞれのところで地元と話し合いながらやっついていらっしやる、その上で我々のところに情報いただくことになる。

○原委員 とても素朴な疑問だが、おそらく地域に学校がなくなると通学距離と通学時間が長くなる。そういう部分で、例えばこの10年ぐらいで子どもたちが通う通学距離、通学時間、どれだけ変化したかみたいな統計はあるか。

○矢野義務教育課長 通学時間を調べてはいないが、始業時間とか学校が始まる時間は各学校でそれぞれ状況見ながら設定されており、特にそれが遅くされたというようなことは、1日の時間の日程は必ず報告していただくが、それらを見る限りで特にそれが遅くなるとかいうところは余り見てはいない。バスになると、今度は所要時間がどのぐらいかかるかということだと思うが、大きく回られば時間もかかるし、何台でも使ってやっついていらっしやる場所もあつたり、さまざまだとは思うが、子どもたちが歩かなくなったということはよく聞くが、時間的なことまでは統計はとっていない。

○土田委員長 路線バスが温泉小学校、それからあと、その他についてはスクールバスを運用するという事になっている。スクールバスは保護者の負担というのはあるのか。

○矢野義務教育課長 通学に関しての負担というのは聞いていないが、スクールバスは市町村で運営しておられるので、そのバスに乗るために費用が別にかかるということは特に聞いたことはない。

○土田委員長 路線バスはどうか。

○矢野義務教育課長 路線バスは無料バスを配布している。

○土田委員長 市営は当然無料ということ。

○矢野義務教育課長 そうである。

○土田委員長 路線がどういう扱いになるのかなと思って。

○矢野義務教育課長 雲南市さんは路線バスがかなりいろんなところまで入っていて、夏休みなどの体験学習などでも、無料のバスを出して、子どもたちの活動が積極的にされるような取り組みをなさっておられて、そういった形での通学になっている。

――原案のとおり了承

第89号 島根県いじめ防止基本方針のパブリックコメントについて（義務教育課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第89号島根県いじめ防止基本方針のパブリックコメントについてご報告する。

現在、県では、いじめ防止対策推進法に基づいて、県内におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、島根県いじめ防止基本方針の策定を進めている。この教育委員会においても、教育委員の方々からたくさんご意見をいただいて、それから関係部署等との連携も図りながら、今現在、今日お手元にお配りしている報告第89号別冊資料という形で、今、いじめ防止基本方針がまとまった。この最終的な策定に当たって、基本方針について広く県民の方々からご意見を募集し、内容に反映するために、パブリックコメントを実施することにした。応募期間は、今日、本日から4月の11日の金曜日までである。閲覧方法については、今、県のホームページにアップしている。それからあわせて、義務教育課、総務課、県政情報センター及び各地区県政情報センターにおいて資料提供をさせていただいている。意見提出方法については、

郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法で受け付けるということにしている。課の名前が変わるので、3月までと4月以降ということで、そのように2つに分けている。5番目の意見の反映、個人情報の取り扱いについては、寄せられた意見については最終的な決定における参考とさせていただきたいと思っている。寄せられた意見に対する個別の回答はしないが、後日、ご意見の概要とそれに対する県の考え方、決定した基本方針の内容を公表する予定にしている。ただし、公表することにより個人または団体の権利その他正当な利益を害するおそれがある場合と、意見を提出した個人・団体が識別される情報、または識別される可能性のある情報については公表を差し控えたいということ考えている。

――原案のとおり了承

第90号 平成25年度 学校給食の食材仕入れ状況調査結果（地場産物活用割合）について （保健体育課）

○荒瀬健康づくり推進室長 報告第90号平成25年度 学校給食の食材仕入れ状況調査結果（地場産物活用割合）についてご報告する。

それでは、9の1をご覧ください。本県は学校給食において、安全で新鮮な地元産及び県内産の食材を提供することを推進している。平成17年度より毎年学校給食における地場産物活用割合の状況調査を行っている。今年度も6月と11月の第3週それぞれ5日間、計10日間であるが、県内の72の学校給食調理場を対象に調査を行った。

調査結果だが、今年度の活用割合は51%と、昨年度の50.8%と同程度の数値であった。詳細についてだが、本日別途お配りしている追加資料をご覧ください。左上のところに表を掲げているが、県の状況を11の品目ごとに記載している。表の一番下、平成25年度の欄だが、見ていただいてお分かりのように、100%は米だった。なお、牛乳と乳製品のほう、88.4%となっているが、そのうちの牛乳については100%だった。次いで高かったのが卵の77.7%だった。これらについては全県的に産地が安定的な量が確保しやすいために活用率が高いと思っている。昨年度に比べて上がった品目何組かあるが、特に肉類のほうは34.4%と、昨年度と比べて6.8ポイント上がった。50%、昨年度並みの数値を維持している背景には、昨年度より実施している島根ふるさと給食月間の取り組みの定着によって、学校給食関係者の意識の向上が挙げられるのではないかと考えている。もう一度、9の1をご覧ください。3の今後の取り組みだが、引き続き関係部署、農林水産部、また関係機関と連携して、先進的な取り組み事例を行っている調理場の状況を積極的に情報提供していきたいと思っている。また、意見交換の場を設けて、食材供給体制の整備が進むように働きかけを行っていききたいと思っている。また、しまね・ふるさと給食月間の取り組みを継続、実施していく。さらに今年度より和食の効果を普及する取り組みを行ってきているが、地場産物を活用した和食の献立を積極的に学校給食に取り入れるよう、研修会等を通して働きかけをしていききたいと考えている。

○土田委員長 ちょっと大変疑問に思うが、島根県は海に面してる県だが、魚介類の地産のウェートが低いのと、やはり人口の割に畑作地域も多い県だが、そういう面で野菜類のウェートが低いということはどういうことか。

○荒瀬健康づくり推進室長 魚介類については、限られた時間の中で給食を調理しなければならない。調理してから2時間以内に給食を食べないといけないという状況の中で、なかなか魚をさばき切れないというような状況がまず一つあると思われる。そういった状況の中でも、市町村によっては魚の下処理を行う業者と連携をして、それでも頑張って活用率を上げているところもあるが、全てという状況ではない。そのかわり、加工県内産の加工食品を県の学校給食会が食品開発をしていて、県内産のトビウオを使った魚のすり身のあごまる、そういったものの開発をしていて、それらが結構積極的に活用されているといったところで、それでも30%を超えていると

というような状況である。現実、なかなか少し難しいようである。

野菜については、この中で11品目の中でも結構高い数値を示しているが、食数の少ない調理場については、地元産密着型で多く使われているが、食数の多いところはなかなか難しい状況があるという現状である。また、今年度は夏に風水害とか気象異常ということで秋野菜の作付が遅れたこともあったり、作付したものが被害に遭ったりということで、従来、野菜の活用率、高かった町村がちょっと低くなったという実態もあって、昨年より野菜が少し下がっているということである。

○土田委員長 いろんな分野において、県も、例えば家を建てるにしても県産材使ったら補助金を出すとか、それから中山間地のほうもいろんな木材を使って、木質バイオマスを県産材を使ってやるとか、いろんな県産、地産地消を推奨されていると思うが、そういう面でこれを何とか魚介類なり、野菜っていうものすごく消費の多い700万の県の人口だと大変だと思うが、ある程度、少なくとも七、八十%ぐらいいけるんじゃないかと思って数字見るとえらい低い数字なもので、何とかならないのか、たまたま昨年の風水害、県の西部なので、ごく一部のとこだと思うが、それだけじゃないかと思う。何か地産地消ということでもう少し進めていく手だてはないのか。

○荒瀬健康づくり推進室長 県としても、県の関係部署、いろいろ調理場、また市町村を回らせていただいて、いろいろな声を聞かせていただいている。そういった声をまたしっかりと受けとめて働きかけができたらなと思っている。また市町村によっては、地産地消を推進するために、給食に補助金が出ている市町村もあり、子どもたちのために一生懸命取り組んでいらっしゃるというような実態もある。県もう一頑張りしないといけないかなと思っている。

○土田委員長 それぞれの市町村も給食センターを統合すれば地産地消が遅れると。地産地消を進めるためには給食センターを統合じゃなくて、それぞれの地域に置きなさいというような地元の意見が多い。その割にはちょっと低いんじゃないかなと思って、それで質問させていただいた。ぜひともよろしく願います。

○原委員 先ほどの土田委員長のお話のとおりだと思うが、地産地消を進めるためには小規模の調理場じゃないと、まず食数の材料、野菜がそろわないんで、どうしても広島とかの青果市場から大量に、しかも機械切りができる規格のそろった野菜を入れるということになって、そこが多分この数字にあらわれているんじゃないかなと思う。あと、学校給食費、保護者負担のことだが、随分自治体によっては全額補助とか、半額は給食費を出すとかいうところがだんだん県内にも出てきてみたいで、それは本当、保護者としては助かるし、ありがたいなと思っている。給食費の値上げについてだが、消費税が上がるということで、益田市は早速もう上がりますと手紙が来たが、県内の状況はどういうふうになっているのか。

○荒瀬健康づくり推進室長 まだ県内の状況については把握をしていない。

○仲佐委員 調査対象時期というのが毎年6月と11月ということで、統計をとられたのが平成17年からで約9年経っている。この時期で統計がとられて9年経っているわけだが、今後、時期をこのままいかれるものなのか、時期、時期で野菜も変わってくるので、調査時期を変更する予定はあるのか。そのあたり今後の取り組みとして、調査時期を変更するお考えがあるのかないのか確認したい。もう1点は、追加資料の2番目の市町村、県立学校の状況というところで、24年度と25年度のパーセントが出ているが、この中で邑南町と益田市が約10%近く減っている、25年度が。何かこれは理由があって減っているのか。大体増えているところが、統計的には増えている傾向にあるのに、この邑南町と益田市のほうが減ってるというのは、この減り方が大きいので何か原因があったのか。

○荒瀬健康づくり推進室長 調査時期については、活用状況の推移を見ていくということで同じ時期で今後もやっていこうと思っている。まだ検討というところまでは考えていないが、6月が全国的な食育月間であるということと、11月は教育の日があるということで、ここはしまね・ふるさと給食月間というふうにならなくて平成24年度から定めているので、これはこの先しばらくは続けていこうと思っている。2点目の邑南町、益田市については、これもちょっと時期が限定され

ているということもあるので、1年間のトータルということではないので一概には言えないが、少し確認をしたら、やはりさっき申したように、夏の災害が影響していると思われる。

○仲佐委員 災害があったと。

○荒瀬健康づくり推進室長 それでもうやられてしまったというお話であった。

○土田委員長 同じ、被害の大きい津和野町は増えているが、11月は大体復旧していたと思う。

――原案のとおり了承

第91号 平成25年度 委託業者による学校給食の食材仕入れ状況調査結果について (保健体育課・特別支援教育課)

○荒瀬健康づくり推進室長 報告第91号平成25年度 委託業者による学校給食の食材仕入れ状況調査結果についてご報告する。

10ページをご覧ください。昨年末より特別支援学校における学校給食の異物混入事案が連続して発生した。それを受けて、これまで先ほど報告させていただいた、食材仕入れ状況調査を行っていなかった委託方式の給食調理施設もこの食材仕入れ状況調査を行い、その結果を受けて、今後の取り組みに生かしていくこととした。今回実施した調理施設は2の(1)の調査対象のところに記載している県内の5カ所である。実施した時期は2月の第2週の5日間である。調査項目についてだが、先ほど報告したのと同じ11品目別に食品の数を地元産、県内産、県外産、外国産ごとに挙げていただいた。産地別、また食品別に使用割合を算出してまとめたものを1の調査結果の表にして載せている。右の総計のところだが、地元産が22.5%、県内産15.1%、県外産43.9%、外国産が18.5%であった。先ほどご報告した県内72の学校給食調理施設における地場産物活用割合が51%であったが、この調査における地場産物の活用割合は37.6%だった。今後の取り組みについてだが、現在行っている6月、11月のしまね・ふるさと給食月間と位置づけているが、学校給食に地場産物を積極的に活用するようにこの給食月間、積極的に働きかけを行っている。この取り組みを委託業者にも周知をして、県内全てにある給食施設における地場産物の活用の一層の向上を図っていきたいと考えている。

また、毎年、調理場長、調理員、栄養教諭等、学校給食関係者を対象とした研修会を1回実施している。その研修会へも委託業者の関係者の参加を積極的に呼びかけていきたいと思っている。

○仲佐委員 2番目の調査方法の欄に、委託方式による給食調理施設ということで、まつしたさんとかいう形で載っている。例えば安来の場合を申し上げますと、広瀬中学校は弁当給食である。地元にも弁当業者はかなりあるが、あえて米子のまつしたさんを使っておられる。なぜか聞いたときに、やはりアレルギーの子どもさんに対する食事の対応が地元ではできるところがなかったということで、値段じゃなくてそういう子どもの安心・安全を考慮して、まつしたさんを使っているというお話を聞いたことがあるので、今現在お願いしているまつしたさんは、そういうアレルギー対策については日々対応が十分なされているのか。

○原田特別支援教育課長 松江市内のまつしたさんを活用させていただいている。それでアレルギーはもちろん、刻み食、ペースト食のほうにもご配慮いただいて取り組んでいただいているところである。

○土田委員長 これは、随意契約か、競争入札か。

○原田特別支援教育課長 競争ではないと思っている。

○土田委員長 随意か。

○原田特別支援教育課長 なかなか先ほど申し上げたペーストとか刻み食が非常に場所をとったり、より安心・安全で注意を使うものであり、どの業者もやるかという、なかなかそういう意味では手をあげられないところが多い中で、まつしたさんの努力に感謝しているところである。

――原案のとおり了承

第92号 第66回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第92号第66回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）についてご報告する。

公民館のうち、特に活動が優良なものについて、各都道府県から2館以内を推薦をして、優良なところを表彰されるものである。島根県からも以下にある2館を推薦したところ、2館とも表彰になったものである。

まず一つが浜田市立の周布公民館である。ここは従来から学校や地域との連携が図られており、地域での子どもの活動には学校や地域の全面的な協力が得られているような公民館である。特に平成16年度より小学生を対象に3泊4日の日程で通学合宿を実施されており、公民館で寝食をともにしながら、子ども達の自主性と協調性を養い、礼儀作法や生活習慣などのふるまいを身につけさせるような取り組みをなさっているところである。地域の住民の方はもちろん、県立の大学生や留学生などもそういった子ども達の生活指導とか学習指導をされているところで、活動の状況は次のページ、11の2ページのほうに写真を載せているが、履物をそろえたり、ドラム缶でお風呂を沸かして入ったり、こういった活動をされているということで表彰を受けられたところである。

2番目が邑南町の日貫公民館である。ここは人口が約550人で少子高齢化が進んでいる地域であるが、この地域にある旧庄屋屋敷の山崎家住宅や、六調子神楽で大元神楽、そういった地域資源の伝承に取り組まれているところである。大元神楽については、この地域に5つの社中があるということで、単に伝統文化を伝承するだけではなく、都市と農村の交流事業としても活用されて交流人口の増加にも寄与されているところである。この活動の状況については、11の3ページのほうに写真で載せている。

表彰式については、3月4日に文部科学省で表彰をされたところである。

――原案のとおり了承

第93号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について

○小仲社会教育課長 報告第93号島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）についてご報告する。

これは学校等での教育の一環として実施された芸術文化の分野における全国規模の大会において、最優秀またはそれに次ぐ賞に相当する賞を受賞されたものを知事が表彰するものである。今回は3の被表彰者にあるように、島根県立盲学校高等部の3年、石輪萌子さんの作品が対象になった。これは、第20回全国特別支援学校文化祭で「りそな銀行賞」を受賞されたものである。作品は12の2ページのほうに載せている。色紙があるが、実はこれには点字が打っており、それぞれ色が分けてあるが、作品名の「スキスキライン」というのは、おばあちゃん好きとか、おじいさんが好きとか、あとマカロニサラダが好きとか、鳥のから揚げが好きとか、そういった文字が点字に打っており、そういった何々が好きというのをこういった色を重ねていって作品に仕上げたというものである。

これについては、去る3月5日に知事室で表彰をされ、あわせて知事との懇談をされたところである。

――原案のとおり了承

土田委員長：非公開宣言

－非公開－

（委員長提出議決事項）

教育長人事について

（議決事項）

第37号 教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（事務職員等関連分）について
（総務課）

――原案のとおり議決

（報告事項）

第94号 公立学校教職員定期人事異動について（義務教育課・高校教育課）

――原案のとおり了承

（協議事項）

第7号 管理職手当に関する指定学校の見直しについて（総務課）

――議題について協議

第6号 いじめ防止対策について（義務教育課）

――議題について協議

土田委員長：閉会宣言

15時50分